第二十四条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「第七条から第十一条まで」を「第六条の二から第十条まで、第十一条」に、「できる」を「でき、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる」に改め、同条第二項中「及び」の下に「第二十条第四項又は」を加え、同条第三項中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に、「第八条から第十一条まで」を「第六条の二、第八条から第十条まで、第十一条」に、「できる」を「でき、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる」に改める。

第二章第四節の節名中「狭い水道」を「航路以外の海域」に改める。

第二十五条の見出しを削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「船舶」の下に「又は前項に規定する海域を航行する船舶」を加え、「同項」を「それぞれ、第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　海上保安庁長官は、地形、潮流その他の自然的条件、工作物の設置状況又は船舶交通の状況により、船舶の航行の安全を確保するために船舶交通の整理を行う必要がある海域（航路を除く。）について、告示により、当該海域を航行する船舶の航行に適する経路を指定することができる。

第二十六条の見出しを削り、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限する緊急の必要がある場合において、告示により定めるいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

第二十六条第二項中「告示」の下に「（同項ただし書に規定する方法により同項の規定による処分をした場合においては、当該方法）」を加える。

第二章第六節の次に次の一節を加える。

第七節　船舶の安全な航行を援助するための措置

（海上保安庁長官が提供する情報の聴取）

第二十九条の二　海上保安庁長官は、特定船舶（第四条本文に規定する船舶であつて、航路及び当該航路の周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める海域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び海域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2　特定船舶は、航路及び前項に規定する海域を航行している間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

（航法の遵守及び危険の防止のための勧告）

第二十九条の三　海上保安庁長官は、特定船舶が航路及び前条第一項に規定する海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2　海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

第三十条第二項第二号中「附された」を「付された」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第三号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項中「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「附した」を「付した」に、「附する」を「付する」に改め、同条第八項中「附近」を「付近」に、「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改める。

第三十一条第六項中「附近」を「付近」に、「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改める。

第三十四条中「第五条」の下に「、第六条の二」を、「第二十五条第一項」の下に「及び第二十九条の二第一項」を加える。

第三十五条中「第五条」の下に「、第六条の二」を、「第二十五条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第三十七条の二中「第十四条第三項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）」を「第十条の二又は第二十条第三項」に改める。

第四十条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第十四条第三項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）」を「第十条の二」に改め、同条第五号中「附し、」を「付し、」に、「附した」を「付した」に改める。

第四十一条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第四十二条中「三万円」を「三十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中海上交通安全法第二十六条第一項及び第二項の改正規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二　次条の規定　この法律の施行の日前の政令で定める日

（経過措置）

第二条　この法律による改正後の港則法第三十六条の三第二項及び第三項並びに海上交通安全法第二十二条の規定による通報は、これらの規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第四条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第二十号中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に、「同法第三十七条の二第二項」を「同法第三十六条の二第四項中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改める。

文部科学大臣　塩谷　立
経済産業大臣　二階　俊博
国土交通大臣　金子　一義
内閣総理大臣　麻生　太郎

政　令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年七月三日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百七十五号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「十一人」を「十人」に改める。

附則第六条を削る。

附則第五条の三第一項中「附則第五条の二第一項第二号」を「附則第六条第一項第二号」に、「附則第五条の二第一項各号」を「附則第六条第一項各号」に改め、同条第二項中「附則第五条の二第二項」を「附則第六条第二項」に改め、同条を附則第六条とする。

附　則

この政令は、平成二十一年七月十四日から施行する。

総務大臣　佐藤　勉
内閣総理大臣　麻生　太郎

保険法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年七月三日

内閣総理大臣　麻生　太郎